

平成 2 1 年 第 1 回 定例会

平成 2 1 年 2 月 2 5 日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 1 年 2 月 2 5 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 号 平成 2 0 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 1 議案第 7 号 平成 2 0 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 8 号 平成 2 1 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 1 3 議案第 9 号 平成 2 1 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 松村晋之君 | 2番 | 渡辺徳治君 |
| 3番 | 堀口昌宏君 | 4番 | 阿野徳行男君 |
| 5番 | 湯井廣志君 | 6番 | 片山喜博君 |
| 7番 | 佐藤淳君 | 8番 | 反町清君 |
| 9番 | 青柳正敏君 | 10番 | 針谷賢一君 |
| 11番 | 久保信夫君 | 12番 | 黒沢功君 |
| 13番 | 大野富士子君 | 14番 | 堀越義晴君 |
| 18番 | 江原洋一君 | 19番 | 山崎恒彦君 |

欠席議員（3名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 15番 | 宮前俊秀君 | 16番 | 小須田一美君 |
| 17番 | 若林秀昭君 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|--------------|------|--------------|-------|
| 管理者 | 新井利明 | 副管理者 | 齋藤軍雄 |
| 病院長 | 鈴木木忠 | 副院長 | 石崎政利 |
| 外来センター長 | 田村勝 | 介護老人保健施設 | 田中壯信 |
| 経営管理部長 | 坂本和彦 | 看護部長 | 五十嵐克子 |
| 薬剤部長 | 田村昌行 | 参事 | 吉田賢治 |
| 外来センター 総括 | 内田雅之 | しらさぎ 管理課長 | 新井克行 |
| 総務課長 | 島崎泰一 | 用途施設課長 | 黒澤美尚 |
| 医事情報課長 | 松田裕一 | 情報管理課長 | 小野里昇 |

開会のあいさつ

議長（青柳正敏君） 皆様、こんにちは。

本日、平成21年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成21年度病院事業会計予算他9案件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいいたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（青柳正敏君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成21年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 会期の決定

議長（青柳正敏君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（青柳正敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。5番、湯井廣志君、14番、堀越義晴君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（青柳正敏君） 日程第3、管理者発言であります。

管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに、平成21年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、自治体病院の経営改善に向けた流れは、全国的に医療機関の機能分担や病院の統廃合などが取り上げられ、自治体病院への交付税措置額や補助額は段階的に削減されてきております。さらに、一昨年4月には診療報酬の引き下げも実施され、そこに今回の世界的な不景気も重なり、病院経営はますます厳しくなっていることはご承知おきいただいていることと思います。

また、県内においても産婦人科や小児科等の医師の偏在化により、状況はますます深刻化しております。

当院においても、依然として医師不足の現況が続いており、病院経営に悪影響を与えておりますが、引き続き、医師が働きやすい環境を整え、医師に選ばれる病院づくりをすることが重要な課題と考えます。

議員各位には、深いご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます次第であります。

さて、本日の案件は、組合各事業の平成21年度予算を中心として議案の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

第4 報告第1号

議長（青柳正敏君） 日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 報告第1号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成10年11月、当院泌尿器科で膀胱がんによる経尿道的腫瘍切除手術を施行、その後、治療を継続しておりました患者さんが、平成11年1月に急性散在性脳脊髄炎を併発し、その合併症による対応がおくれたために両下肢機能障害の後遺症が発生したとのことで、平成15年2月に損害賠償請求事件として前橋地方裁判所高崎支部に訴訟の手続がなされました。

その後、協議を重ねてまいりましたが、平成20年9月に同裁判所から損害賠償金として1,200万円を支払うという和解案が示され、平成21年1月22日に和解が成立いたしました。

本件は、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により、損害賠償額が500万円以上については議会の議決を要する事項に該当いたしますが、和解期日が平成21年1月22日となっており、このため議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

なお、この損害賠償金につきましては、医師賠償責任保険により保険会社から同額が病院事業会計に支払われる予定でございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。5番、湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この専決処分、平成10年11月に手術して、訴訟を起こしたのが15年2月、和解がことしの1月と非常に長い期間になっておりますけれども、これは11年1月に発生してから15年2月まで訴訟の手続はしていなかったということでございますけれども、この間はということだったのかお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） お答えいたします。この経過につきましては、当初、患者さんは平成7年10月に他院で膀胱腫瘍の診断がなされました。その後、平成9年に当時の先生の異動に伴って当院に通院するようになっております。平成10年11月に当院で腫瘍の切除術を行っていきまして、12月に退院しました。しかしながら、高熱と尿道閉塞等も起こしまして、平成11年1月に再入院という経過でございました。その後、当院で容体を見させていただいておりましたが、最終的には他院に平成11年5月に移られまして膀胱の手術をなさっております。その3年後、平成14年2月に代理人を通じて調停の申し立てが最初に起こされました。藤岡簡易裁判所で調停手続をとっておりましたが、15年2月に調停が不成立という結果となりました。同月、代理人を通じまして訴状という形に展開しております。その間については、そういう経過でございます。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この訴訟が和解ということでございますけれども、本年1月10日ですか、83歳の女性が手術中に低酸素で死亡して、警察が捜査中であるというような記事が上毛新聞に出ておりましたけれども、この新聞の中に遺族に病院側が謝罪したということが書いてありましたけれども、謝罪したということはミスがあったというような解釈になるわけでございますけれども、こういふやむを得ない治療上であったミス、ぼうとしていたミスとは訳が違う

わけでございますけれども、今、この藤岡総合病院で係争中、また、これから係争になるような案件がどれくらいあるのかお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） お答えします。平成21年2月現在でございますけれども、訴訟中のものはございません。ただし、調停を行っているものが1件、弁護士を通じて交渉しているものが3件、経過観察を行っているものが1件、それから、今、湯井議員がおっしゃった異常死の届け出で捜査中のものが1件、計6件でございます。以上です。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） こういう病院の報告をされた関係なのですが、メディアでは、民間の病院というのは何かあっても和解せずずっと裁判で闘うということを結構されておりますよね。公共は、ある程度ミスがなくても、やむを得ないレベルでも、和解に応じて保険で支払えばいいというような軽い気持ちで結構支払っているのが多いということなんでございますけれども、その中でミスがなく堂々としているものは和解に応じず徹底的に闘うというような姿勢も私は公共の中でも必要ではないかと思えます。そんな中で、何でも訴訟すれば、何もなくても公共なら折れて、和解金を幾らでももらえればいいから、とりあえず裁判をしておこうというような風潮が見られますので、今回、藤岡総合病院はそのようなことはないとは思いますが、とりあえず病院として堂々と裁判で決着がつくまでやっていく気持ちがあるのかなのか、その点だけお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。基本的に過誤がなければ、いわゆるクレームに相当するようなものに対しては、もちろん病院の主張を通して、そして納得いただけない場合は係争として裁判に訴えるというつもりでおります。

基本的に何らかの過誤が認められた場合には、それを認めて、それに相応する対応をするということで今後とも考えていきたいと思っております。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。14番、堀越義晴君。

議員（堀越義晴君） 専決に異論があるわけではないんですが、この患者さんの症状が両下肢機能障害という後遺症のようなんですが、その両下肢機能障害というのはどんな障害であるのか、また、現在、この方がどういう状況であるのかお示しいただければ。お願いします。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 両下肢機能障害ということで、身体障害者2級の認定をされている状況であります。日常生活においてどうかということですが、自立歩行、自分で歩行することはできますけれども、歩く際に不自由であるというこ

とが残存しているということでありませす。これは平成11年に合併症として発症したA D E M急性散在性脳脊髄炎に伴う後遺症として現在の症状が残っているわけでありませす。以上です。

議員（堀越義晴君） 現在も同じ症状なんではございませすか。

病院長（鈴木忠君） 最初はリハビリをして、6カ月ぐらゐの間はかなり改善が見られて、結構症状がよくなったわけではございませすけれども、その後は、余り改善は認められない、期待できないだろうという状況で、症状が固定したということでありませす。

議長（青柳正敏君） 他にございませす質疑ありませすか。

（「なし」の聲）

議長（青柳正敏君） お諮りいたしませす。質疑もないようでありませすので、質疑を終結いたしませすたいと思ひませす。これにございませす異議ありませすか。

（「異議なし」の聲）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めませす。これをもって質疑を終結いたしませす。これより討論に入ひませす。討論はありませすか。

（「なし」の聲）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めませす。これをもって討論を終結いたしませす。

これより採決いたしませす。報告第1号、専決処分の承認を求むることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求むませす。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員でありませす。よって、報告第1号は原案のとおり可決されませすました。

第5 議案第1号

議長（青柳正敏君） 日程第5、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたしませす。

提案理由の説明を求むませす。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、当組合が加入してございませす群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものでありませす。

内容につきませすましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体でありませす榛名興産市町村組合が平成21年3月31日限りで解散するため、改めるものでありませす。

以上、簡単でありませすが、提案理由の説明とさせたいだきませす。慎重ご審議の上、ご決定くださひませすようございませすお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第2号

議長（青柳正敏君） 日程第6、議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、今月2日付で群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものでございます。

内容につきましては、平成21年6月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である吉井町が廃され、その区域が同組合の組織団体である高崎市に編入されるため、改めるものでございます。

施行日につきましては、群馬県知事が行う、平成21年6月1日から多野郡吉井町を廃し、その地域を高崎市へ編入する廃置分合決定に係る当該期日から施行するものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第3号

議長（青柳正敏君） 日程第7、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条につきましては、平成20年2月の医療法の一部改正に伴い、病状等に合った適切な医療機関を選択するため、広告可能な診療科名の見直しが行われ、経過措置期間を置き、平成20年4月から施行されております。これに伴い、「消化器科」「循環器科」の名称が認められなくなりましたので、それぞれ「消化器内科」「循環器内科」として診療科を変更するものでございます。

また、今回の改正を機会に院内表示として使用している「呼吸器内科」「血液内科」「腎臓内科」を新たに診療科として追加するものでございます。

施行日につきましては、平成21年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第4号

議長（青柳正敏君） 日程第8、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、先ほど議決いただきました多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正にあわせまして改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、前条例の改正と同様となっております。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第5号

議長(青柳正敏君) 日程第9、議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(坂本和彦君) 議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

主な内容は、地域医療にとって重要な課題である医師確保のため、医師の給与の改善をお願いするものでございます。

まず、第4条の3の改正につきましては、平成13年の再任用制度の導入に伴い、給与条例の改正を行いましたが、再任用短時間勤務職員の給料月額を規定する条文中に誤りがあり、これを改正するものであります。

次に、第7条の3第1項第1号につきましては、平成20年人事院勧告に基づき、医師確保のため、初任給調整手当の限度額を「21万6,000円」から「30万6,000円」に引き上げるものであります。

第13条第1項につきましては、職員の時間外勤務1時間当たりの手当額の算出方式についてであります。労働基準監督署の勧告により企業職員に適用される労働基準法方式に改めるものであります。

第16条第2項第1号につきましては、勤勉手当の条文中の誤りを改正するものであります。

また、別表第2、医師に適用する医療職給料表(一)の改正につきましては、医師の給与の改善を図るため改正をお願いするものであります。

施行日につきましては、平成21年4月1日からとするものであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(青柳正敏君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。5番、湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 16条の関係でございますけれども、これは地域手当の文章が加わっておりますけれども、確か地域手当は群馬県は前橋、高崎にあってだけすよね。藤岡でなぜ地域手当というのが入ってきたのかお伺いいたします。

議長(青柳正敏君) 総務課長。

総務課長(島崎泰君) お答えいたします。地域手当でございますが、平成17年の人事院勧告で新しく創設されまして、18年4月1日から運用させていただきます。

した。この地域手当の導入に伴いまして、医師に対する地域手当の特例という条項がございまして、それで当組合におきましては医師に対して導入をさせていただきます。以上であります。

議長（青柳正敏君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第6号

議長（青柳正敏君） 日程第10、議案第6号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第6号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、公立藤岡総合病院、附属外来センターともに患者数が減少する見込みであります。また、訪問看護におきましては、利用者数は増加となっております。

第3条の収益的収入におきましては、患者数は減少しておりますが、病院では包括医療の実施、外来センターでは医療の充実による診療単価の上昇により増額となっております。

支出につきましては、病院事業では給与費、材料費では減額、賠償金の支払い等で雑損失が増額となっております。

附属外来センター事業では、材料費、過年度損益修正損が増額となりました。訪問看護事業では、給与費の増額であります。

第4条の資本的収入及び支出におきまして、介護老人保健施設「しらさぎの

里」への長期貸付金償還金と出資金を計上させていただきました。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示しておりますとおり、収入につきましては、第1款病院事業収益で1億710万円の増額補正でございます。

第1項医業収益で、当初予算額に対し0.9%、5,960万円の増額補正。主要内容としまして、医業収益の入院収益で、当初予算で算定した入院患者数に比べて1日平均10人、延べ3,495人の減少が想定されますが、包括医療導入に伴い診療単価が上昇したことにより6,200万円を増額するものであります。外来収益では、救急患者数の減少により240万円の減額補正。第2項医業外収益では、補助金の増加や賠償金に対する保険金の収入により22.0%、4,750万円の増額補正であります。

第2款附属外来センター事業収益で、3,907万7,000円の増額補正です。

第1項医業収益で、当初予算額に対し2.0%、3,907万7,000円の増額。内容としまして、医療収益の外来収益で、当初予算で想定した外来患者数に比べて1日平均41人、延べで9,923人の減少が想定されますが、化学療法等の診療充実による診療単価の上昇により2,407万7,000円の増額。その他医業収益で、健診事業の増により1,500万円の増額であります。

第3款訪問看護事業収益では、利用者数の増加により747万円の増額補正でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用では、1億5,080万円の減額補正であります。その主要内容といたしまして、第1項医業費用のうち、給与費で1億2,500万円の減額、材料費では、患者数が減少したこととジェネリック薬品の採用により4,400万円の減額、資産減耗費は200万円の増額、研究研修費で160万円の増額補正であります。

第2項医業外費用では、医療過誤に対する賠償金の支払いで1,460万円の増額補正でございます。

第2款附属外来センター事業費用では、2,830万円の増額補正であります。

第1項医業費用で0.7%、1,350万円の増額。その主な内容は、給与費で常勤医師等が減少したために給料と手当を合わせ2,390万円の減額となっておりますが、非常勤医師の増員による賃金の増加が2,500万円増額となっております。材料費は、化学療法の充実による薬品費の増加で1,000万円の増額、研究研修費で240万円の増額。

第2項医業外費用で、薬品費の増加等に伴う消費税の計上による130万円の増額補正でございます。

第3項特別損失では、薬品の在庫金額の訂正による1,350万円の増額補正でございます。

第3款訪問看護事業費用におきましては、看護職員1人増員により給与費250万円の増額補正でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出ですが、介護老人保健施設開設時に施設建設のための資金を長期貸し付けいたしました。資金が年々減少し、返済が見込めない状況であるため、出資金との振り替えを行うために増額計上させていただきました。長期貸付金償還金として4億1,500万円の増額補正であります。その内訳は、介護老人保健施設から4億1,350万円、訪問看護ステーションから150万円です。

支出におきまして、介護老人保健施設への出資金として4億1,350万円の増額であります。建設改良費で250万円の増額補正であります。新型インフルエンザに対する施設整備としての医療機器購入費でございます。また、施設整備に対する補助金として216万円を計上させていただきました。

以上、まことに簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第7号

議長（青柳正敏君） 日程第11、議案第7号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第7号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、施設の入所利用者数の減に伴うものであります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入では、利用者数の減に伴い、第1項の事業収益が減額となりました。支出につきましては、給与費・委託費が減額となり、研究研修費が増額となりました。

以上、まことに簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（新井克行君） 詳細につきまして、ご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数について、入所者2万8,105人を2万7,229人、1日当たりになりますと77人を74.6人と入所利用者数の減とさせていただくものです。

入所者減少の要因につきましては、介護サービスを提供する施設が増えたこと、施設入所の費用が多くなったことが考えられます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の収入ですが、第1款施設運営事業収益で4億7,261万8,000円を1,100万円減の4億6,161万8,000円とするものです。内訳につきましては、第1項事業収益4億7,199万8,000円を1,100万円の減の4億6,099万8,000円とするものです。

次に、支出ですが、第1款施設運営事業費用で5億1,617万9,000円を1,360万円減の5億257万9,000円とするものです。内訳については、第1項事業費用4億9,148万1,000円を1,360万円減の4億7,788万1,000円とするものです。

第4条予算の他会計からの長期借入金償還金は、しらさぎの里建設時に病院事業から借り入れたものを病院事業からの出資金で全額返済するものです。

以上で詳細説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、平成20年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第8号

議長（青柳正敏君） 日程第12、議案第8号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第8号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

新臨床研修医制度が開始されて以来、徐々に医師が不足してきており、当院におきましても、19年度末に比べ5名の医師が減員となっております。

特に、21年度には、小児科で派遣元である群馬大学附属病院の医師の減員に伴い、県内の各病院から医師の引き揚げが行われようとしております。

当院では、平成21年4月の引き揚げはありませんが、21年度中には実施されることが予想されます。

今後、安定した医療を提供するためにも、地域医師会との連携強化はもとより、地域を超えた連携も必要となります。医師の働きやすい環境を整備し、医師の増員が図られるような病院にしていくことが求められております。

依然として厳しい状況ではありますが、地域住民の皆様方に安定した良質な

医療を提供できるよう努力してまいります。

以上の状況を踏まえ、平成21年度予算では、まず、第2条の業務予定量で、公立藤岡総合病院訪問看護ステーションは、前年度より微増の患者数を予定しております。

附属外来センターは、小児科医師の減員を想定し、前年度より3%の患者数減を予定するものです。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款の病院事業で、収益は包括医療での単価増を見込み、前年比0.2%増の68億1,994万7,000円、費用は医師確保のための手当、医療機器・情報機器の保守料等の経費を増額計上し、74億2,623万5,000円を定めるものでございます。

第2款の外来センター事業は、収益で患者数減に伴い、前年比2%減の20億7,878万5,000円、費用では材料費、減価償却費の減により前年比1.2%減で20億9,654万8,000円を定めるものでございます。

第3款の訪問看護事業は、所要な額を計上し、収益6,284万7,000円、費用5,294万8,000円を定めるものでございます。

第4条の資本的収益及び支出は、第1款公立藤岡総合病院では、情報機器の整備を行うため、収入7億2,399万9,000円、支出9億29万2,000円を定め、第2款附属外来センターでは、収入1億2,465万7,000円、支出1億9,380万1,000円を定めるものでございます。

以下、第5条から第8条までは、所要の額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 詳細についてご説明申し上げます。

はじめに、第2条の業務の予定量についてでございますが、公立藤岡総合病院における入院は、病床数391床、稼働率82%を想定し、1日平均入院患者数320人、年間延べ患者数11万6,800人、外来では救急患者と透析患者を合わせて1日平均患者数95人、年間延べ患者数3万4,675人を予定するものでございます。

附属外来センターでは、稼働日数242日で、1日平均患者数742人、年間延べ患者数17万9,564人を予定するものでございます。

訪問看護事業では、年間延べ利用者数7,212人を予定するものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額であります。

第1款病院事業収益では68億1,994万7,000円。内訳として、医業収益が66億2,136万8,000円、医業外収益1億9,806万9,000円、特別利益51万円であります。

第2款附属外来センター事業収益は20億7,878万5,000円。その内訳として、医業収益が19億5,915万円、医業外収益1億1,962万円、特別利益1万5,000円であります。

第3款訪問看護事業収益は6,284万7,000円で、その内訳は、事業収益6,267万2,000円、事業外収益17万5,000円であります。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は74億2,623万7,000円で、その内訳は、第1項医業費用71億9,593万7,000円、第2項医業外費用2億2,479万6,000円、第3項特別損失500万2,000円、第4項予備費50万円であります。主なものとして、医業費用では、給与費が医業費用の57.2%、41億1,785万1,000円、材料費が24.6%、17億7,000万円、経費で13.6%、9億7,820万円を占めております。

第2款附属外来センター事業費用では20億9,654万8,000円で、その内訳は、第1項医業費用19億5,439万円、第2項医業外費用1億4,115万7,000円、第3項特別損失50万1,000円、第4項予備費50万円あります。主なものとして、給与費が医業費用の35.9%、7億1,589万9,000円、材料費が25.6%、4億9,950万円、経費で27.3%、5億3,345万円を占めております。

第3款訪問看護事業費用は5,294万8,000円で、その内訳は、第1項事業費用5,272万6,000円、第2項事業外費用12万2,000円、第3項予備費10万円あります。主なものとして、給与費が事業費用の82.1%を占めております。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院では、資本的収入7億2,399万9,000円で、その内訳は、企業債償還元金分の他会計負担金2億5,399万9,000円、企業債4億7,000万円あります。資本的支出は9億2,992万2,000円で、その内訳は、建設改良費4億7,100万円、企業債償還元金4億2,929万2,000円あります。

第2款附属外来センターでは、資本的収入1億2,465万7,000円で、企業債償還元金分の他会計負担金であります。資本的支出は企業債償還元金の1億9,380万1,000円あります。

平成21年度病院事業会計の収支につきましては、病院事業では6億6,288万8,000円の赤字予算、附属外来センター事業では1,776万3,000

0 円の赤字予算、訪問看護事業で 9 8 9 万 9 , 0 0 0 円の黒字予算となり、病院事業合わせまして 6 億 1 , 4 1 5 万 2 , 0 0 0 円の純損失を計上しております。

依然として経営環境は非常に厳しい状況でございますが、地域住民の皆様へ安定した良質な医療を提供するため、職員一丸となり経営改善を今後もさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単でございますけれども、詳細説明とさせていただきます。

なお、赤字予算調整に伴い、お手元に配付させていただきました経営改善計画については、医事情報課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） それでは、経営改善計画について、お手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。

平成 2 1 年度は、公立病院の勤務医師不足が深刻化してきており、県内でも勤務医の引き揚げにより診療体制の縮小を余儀なくされる病院も出ております。当院でも小児科は 2 1 年度中に減員が予想されております。

また、多くの公立病院の経営悪化に伴い、総務省は「公立病院改革ガイドライン」を示し、地域医療の体制確保のため、公立病院に必要な機能・体制を再構築するという観点に立ち、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の 3 つの視点から「公立病院改革プラン」の策定を求めています。

当院におきましては、平成 1 4 年度に入院棟と附属外来センターとに機能の分離を行いました。患者さんの診療環境は格段に改善されたものの、2 つの施設を持つことによる医師の労働環境の悪化、経常経費の増加など不合理・非効率が顕在化しています。

平成 1 5 年度以降は、業務の見直しによるアウトソーシングの推進、事務職員の退職者の不補充など経費の削減・抑制とともに、「地域支援病院の取得」「包括請求の導入」など収益の確保に努めてまいりました。

平成 2 1 年度は、これまでの経営改善の取り組みを継続するとともに、外来分離に起因する不合理・非効率の抜本的な解消、すなわち病院機能再整備に向けた取り組みを行っていきます。

病院機能再整備では、医療環境の整備や効率的な病院づくりのための検討機関として設置されました病院機能再整備検討ワーキンググループの議論を踏まえ、平成 2 0 年に「病院機能再整備基本計画」を策定し、継続的に地域医療を提供していくため、再整備の方向として、入院棟と外来センターの再統合を検討すべきとの結論に至っております。2 1 年度は、この計画をもとに病院機能

の再整備の実現に向け、より詳細な検討を進めていきます。

また、「公立病院改革プラン」では、経営の効率化として、業務の見直し再点検を行い、経費の削減・抑制に努め、医師、看護師の確保による施設基準等の整備を行い、収入の確保を図っていきます。

「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」では、病院機能再整備基本計画を踏まえた病院機能の一元化や鬼石病院との再編を含め、構成市町村、鬼石病院と検討を行っていきます。

また、「公立病院改革プラン」は、構成市町村と協議し、繰り上げ償還に伴って作成いたしました「経営健全化計画」との整合性をとり、本年度内に策定し、今後の経営改善の指針とさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。7番、佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 議案第8号について、何点か質疑をさせていただきます。

先ほど議案第6号の3条の数字ですか、大分改善されたなという認識を持っているんですけども、それに伴って来年度の予算ということなんですが、41ページの4条の建設改良費、器械器具整備事業、この辺をもう少し詳細に説明をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、医師の確保が一番重要なのかなというふうに私は感じているんですけども、先ほどの説明ですと、21年度は小児科の先生が1人減員になる見込みで、それに伴って外来センターのほうも2%の減というふうな説明だったんですけども、鈴木院長先生をはじめとして一生懸命医師の確保に努めていただいているので、ほかの病院よりも影響が少ないのかなというふうに私は感じているんですけども、これは院長先生にお伺いするのが一番なんですかね。医師の確保で最も重要な点、今後、こういうことに対して病院としてどのように対応していくのか、その辺が考え方があればお示しをいただきたいと思います。

それから、一般会計からの負担金、いわゆる市町村からいうと繰出金ということになるんでしょうけれども、この病院で1ベッド当たり幾らだとかいろいろな交付税の基準財政需要額に算定される数字があると思いますけれども、この公立藤岡総合病院全体で、例えばベッドだと幾ら基準財政需要額に算定されますとか、不採算の部分でこういうものが幾らあるとか、その基準財政需要額の総額及びその詳細についてお示しをいただきたいと思います。

それから、過日の上毛新聞で交付税の見直し、1床当たり幾ら増額するとか、救急医療だとかいろいろのところに対して交付税を少し手厚くしますよと。これ

は国のほうが来年度の予算が通過をするという前提なんでしょうけれども、大分大幅に増額されるというふうなことが書いてあるんですね。これは市町村からしてみると交付税ですから、いわゆる色のついていないお金なんです。要は、どこへ使ってもいいという考えも一方であると思うんですけども、特に今回の場合はいろんな意味で改革プランを示しなさいということの中で厚生労働省からいろんな指示が来ていると思うんですね。その部分でも、一般会計からの繰り出しを行った上で経常黒字を想定して目標数値を定めろというふうなお話なんですね。先ほど松田課長さんから、このプランについて、いとも簡単というか、本当に簡単に説明があったんですけども、今年度中に策定しなさいということですから、もう2月も終わりなんですから、本来ならば病院としてはきちんとその辺のプランが定まっているわけだというふうに私は想定していたんですね。議会の合間にじゃなくて、全体にきちんと説明していただけるのかなというふうに想定していたんですけども、そういうことじゃなかったんですが、いずれにしても、一般会計からの繰り出しを行いなさい、については市町村にだけ負担はさせませんよ、国のほうもこういうことで交付税として措置をしますよ、増額をしますということなんでしょうね。だから、交付税というよりは、極端なことをいえば補助金みたいな、ある種の性格を持っているんだと思うんですね。今現在、プラスになる部分はわかりますか。いわゆる基準財政需要額に算定される、プラスになる金額は幾らなのか、わかれば、それもあわせてお示しを願いたいと思います。それから、いろいろな意味でそれぞれの持ち場持ち場で努力をなさっていただいて、3条のところで20年度は4億円台。分離して初めて出すのですかね、4億円台。一番ピークのときは15億円近くまで3条の部分が赤字だったものが、ようやく4億円台。明らかに減価償却費の範囲の中におさまってきたなど。これは、それぞれ皆さんが持ち場持ち場で努力をなさってくれた結果だというふうに私は解釈をしていますけれども、それでも医師の確保その他病院は経営的にはいまだ非常に苦しいんだというふうな説明も管理者のほうからございました。そうなりますと、さらなるいろいろな改革を進めていかなければならないということは全員が一致した考えなのだと思うのですけれども、各部署において、例えば私どもの部署ではこういうことをすることによって経営改善に少し貢献できるのだ、あるいは私どものセクションはこういうことで協力することによって医師確保にプラスになるのだというものがあれば、各セクションの代表者というか、部長さんなり課長さん、その辺についても何かお考えがあれば、お示しをしていただきたいと思います。特に、看護部においては圧倒的な人数というんですか、病院の中では一番大変な、先生に次ぐ大黒柱というんですか、そういった意味で大変大きな仕事になっているので、看護部のほうで考え方があれば、お示しいただいて、そのほか

にも各セクションでそういったことがあれば、お示しをしていただきたいと思います。

次に、市長さんの強い意思で看護大学を誘致、22年度に開校予定ということなんですね。それに対して研修を受け入れる。ここがメインで受けるのでしょうか。公立藤岡総合病院がメインで受けて、それ以外のところでは鬼石病院だとか近隣の病院にもお願いしているようなんですけれども、当然講師としての研修等も受けなければならない。来年度の予算ですから、どこで質問したらいいか、項目別に見ると、取り立てて予算がどこの部分でということではわかりませんので、あえて質問しても許される範囲なのかなと思って質問するのですけれども、その辺の準備、進捗状況はどうなっているのか。これについてもお示しをしていただきたいと思います。

それから、市長さんにこんなことを言うと大変失礼なのかもしれませんが、藤岡市議会である議員さんが、開校が間違いなく22年度にできるのか、ちょっと心配な向きがあるという発言があった記憶があるのです。私がそう言ったわけではないのですけれども、その辺については、間違いなく22年度に開校して、その後、きちんこの病院として研修を受け入れていけるのか。間違いなく22年度に開校ができるのか。これは管理者の新井市長さんにしかわからないのしょうけれども、間違いなくできるかどうか、その辺のことについてもお示しをしていただきたいと思います。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） では、医師確保に対する対策ということでお答えさせていただきます。医師確保に対して、今までどのような対策をとって、これからどうしていかうかということでお答えさせていただきます。

医師確保に対しては、特に当院だけではないのですけれども、群馬県における公立病院の人事は、ほとんど大学病院の医局です。現在、医会と申していますけれども、その医局に依存しているというのが実情でありました。臨床研修制度が始まって大学における人員が減ってしまったということで、各公立病院に派遣する医師の需要と供給とでは、圧倒的に供給する側が減ってしまったということで、派遣を打ち切るという事態に陥っているのが現状であります。幸いに当院においては、平成15年度をピークに医師の確保が容易な状況であったわけですが、平成16年度から一気にその変化が出てきて、一番ピークが64名いた常勤医が、20年度現在58名という状況になっております。一番働き盛りの医師、大学からローテーションで回ってくる医師というのは中堅クラスの医師であるわけですが、その方たちが6名減ってきているということは、病院の稼働、ベッドの稼働等に大きな影響を与えているのが現状であります。そして、耳鼻科においては常勤医がゼロです。精神科におい

ても常勤医はゼロという状況になって、外来センターにおける患者数の減少となり、耳鼻科、精神科の診療も週2日のみに減っている状況であります。

20年度は医師が一番減少した状況でありますけれども、21年度に向けては少なくとも現状を維持しようということ。それから、大学の医局だけの医師の派遣では対応ができないということでもありますので、地元出身者、群馬県に縁のある方で、他大学の関連病院で勤務していたドクターに当病院で勤務していただくことを予定しており、現在、麻酔科と循環器科については、21年度においては増員が予定されています。

新聞で報道されておりますけれども、小児科については21年4月には確かに現状維持ということで済みますけれども、21年10月に大学から派遣される医師が1名減員になる予定であります。

そういう状況でありますけれども、小児科についても大学のローテーションとは別のルートで1名確保する予定でありますので、幸いに21年度は小児科医の数が減ることはありません。20年度に比べれば診療科トータルとしては2名増員で診療体制が組めるのではないかとということで予定しております。

医師確保に対して、医師会と協力してアンテナを高くして、地元縁のある方、ある年代になって地元に戻ってくるという医師をいかにして受け入れていくかということが一つあるかと思えます。

それから、医師の人事というのは、辞令は管理者が交付しますけれども、現状は病院にあるのではなくて、完全に大学の人事に依存しているのが現状であります。したがって、いかにして大学とのパイプを強くしていくかと。今まで大きなパイプであったのですけれども、さらにパイプを強くしていくかということであります。そのために大学も人数が余っている状況なら別なのですけれども、大学が病院を選択していくという時代になっています。したがって、当院で勤務する医師が常にモチベーションを維持できるような勤務環境を整えるということと同時に、新たに医師を確保していくためには病院は何を目指して、どんな環境にして診療を進めていくかということ、将来像を明確に示していく必要もあります。病院の将来に向けて、どのような病院づくりを目指していくかということを示すことと同時に、医師の診療環境をよくすること。10年前に比べて医師の仕事というのは、患者さん方のニーズが高まることによって、インフォームドコンセントをはじめ、いろいろな承諾書など書類が山のようになっていっています。医療行為以外の書類に関するものが含まれて仕事量が1.5倍ぐらいに増えているのが現状であります。そういうことで、いかにして増えた仕事を医師以外の者がサポートするかということで、20年度からはそのサポートに対して、医師でなくても診断書等は医師の監督下であれば代筆ができるというふうになってきております。そういう医師をサポートする体制を

つくっていくということを今、積極的に進めている訳です。それによって医師が本来の患者さんにかかわる診療行為そのものにより特化して、余計な仕事をしないで済むような環境にしていくかということは重要であろうかと思えます。そのためには、特にクラーク、業務的に医師をサポートする職員の育成ということが大事であろうかと思えます。それは、数さえそろえばサポートできるものでなく、医療のことがわかる、カルテを読めて理解できるレベルの人材を育てないとうまく進みません。そのことは内部において医師と一緒に仕事をしながら下請けできる職員を育成していくということで今努めているところであります。

そういうことで、大きくわけて、1つは大学とのパイプをより維持するために、そして、大学が当院を選択するためには、当院の向かう方向を明らかにして、光る病院にしていくということ。それから、派遣された医師が満足できるような環境を整えて、質を高めて、レベルアップしていけるような場にしていくということであろうかと思えます。それから、大学だけに依存せず、群馬県に関係あるドクターをいかにして別ルートで確保していくか。そのことに尽きるかと思えます。そのようなことで現在取り組んでおります。以上です。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） まず、ご質問の4条の資本的支出の器械整備でございますが、これはオーダリングの整備になります。病院、外来センター合わせたオーダリングのすべての機器整備となります。

それから、交付税に関してですが、21年度総務省方針により20年度に上積みされた部分、特別交付税だと思えますが、周産期病床に関しては1床当たり111万円ほどの増額、小児医療に関しましては1床39万円の増額、普通交付税部分で一般病床1床当たり11万円の増額となっております。当病院の周産期、小児のベッド数で出しますと、周産期では1,332万円の増額、小児では31床で1,209万円の増額、一般病床では391床で4,301万円の増額となります。これは、先ほど補助的な意味もあろうかということでしたが、あくまでも市町村で申請する交付税の増額ということでとらえております。以上です。

議長（青柳正敏君） 看護部長。

看護部長（五十嵐克子君） 発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

医師不足がかなり大きく報道されていますけれども、医師不足の陰に隠れてはありますが、実は7対1確保の維持に向けて、各病院、看護師の確保も深刻化しているんです。私たちのところでは、幸いにも診療部の協力、地域の機関病院の連携もありまして、平均在院日数の短縮も含めて平均入院患者数が抑え

られている状況ですので、今、7対1が維持できている現状でございます。その状況をわかっていただきたいということがまず1点あります。その確保に向けては、私自身がしっかりと日々状況を確認しながら、育児休業等、実際には長期にとっている人たちが増えてきています。それは当然の権利なのですが、医療が日々進歩している中で長期に休職することによって復帰がかなり厳しくなることもありまして、復帰できる環境を整えて、早目に復帰をお願いすることで7対1の維持にもつながっております。

それと、医師の支援ということで、7対1確保をしながらマンパワーの充足に伴って適正人員配置をすることによって医療の安全確保ということと、地域住民の方たちはやはり質の高い看護を求めています。医師が良ければ治るということではありませんので、感染対策や医療安全ということでは医療事故が起きないように日々の看護ケアに質を保つということで人材育成に力を入れていきたいと思っています。看護部がしっかりと守ることによって医療の質の確保にもつながりますし、地域住民の信頼にもつながるのだと私は考えております。その労働環境の整備をしながら医療の安全を確保することによって患者様が増える、リピーターが増えてくる。あの病院に行ってよかったと思えるような看護にしていきたい。生き生きと自信を持って看護師が働いていることによって研修医の先生、今いらっしゃる先生たちも、この病院で一緒に働いていることがとても苦痛でなくという言い方はあれですが、私たちが支援することによって働きやすい、働きがいのある環境をつくっていきたいと思っています。看護師が自立していないと患者を自立支援できないと思いますので、看護師、看護部が病院を変えるのだというくらいの強い気持ちを持って看護部のリーダーとして私自身、人材育成に力を入れていきたいと思っています。それが経営改善にもつながっていくことなのかなと思います。

もう1点ですが、石崎副院長を中心に医療の質、効率化ということでは、当院ではクリニカルパスを中心に使っていますが、平均在院日数の短縮にも結びついておりますし、地域との連携の強化ということでは、地域連携クリニカルパス、脳卒中パス等で、この地域の病院と昨日も会議が持たれましたが、そのような地域との連携を強化していきたいと思っています。お答えになっているでしょうか。以上です。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） それでは、各セクションの長がセクションでできる、診療を助けて経営改善につながるようなことをというご質問もありましたので、私のほうから一言。

経営管理部としては一番大事なことは、私が病院に来て7年になるのですが、私を先頭にしてマネジメント能力が少し欠如しているかなというこ

とで、私をはじめとしたマネージメントをしていく能力の向上、その資質の向上が一番だと思います。

具体的には今までどのように取り組んできたかということ、病院というのは私が来たときもそうですけれども、ほとんど随意契約が多かったと思うのですが、これは管理者の指導もございまして、入札、競争の原理を導入させていただきました。保守管理業務をはじめ、委託業務は他院に比べれば費用の削減にはつながっていったのではないかと思います。先ほど松田医事情報課長からも説明がありましたけれども、そういったことだけではもう解決がつかない大きな山があるということで、機能の一元化に向けた検討をしていかなければいけない時期に来ているだろうということでございます。

それともう一つ、看護大学がどのような準備の状況かということですが、特に研修生を受け入れるということについては、病院の費用は特に発生しません。相手様から若干お金をもらって研修を受け入れるということなんですけれども、病院は無限に受けられるわけではありません。そして、現在、藤岡の准看護師学校、本庄高看、高崎、ことしは上武も来ていますけれども、何カ所かの看護学生を受け入れているのですけれども、今度、藤岡市に看護大学が誘致され、病院も受け入れについて協力するということでもありますので、少し受け入れ先を縮小していかないと受け入れられる余地がなくなるということになりますので、上武大学の看護学部の生徒についてはもう既に来年以降、受け入れをしないということで上武大学と話がついております。ただ、それでも、今、予定されているのは80人で学年が進行するとマックスで320人になります。全員が受けられるかということになると難しいとは思いますが、できるだけ我々のところで受けられるものについては受けていくという考え方でいきたいと思っております。

ただ、聞くところによりますと、鬼石病院さん、富岡総合病院さん、伊勢崎市民病院さんにも、市では学校とともに研修の依頼先としてお願いに上がっているという話も聞いております。全員がうちの病院では多分受けられないと思うので、そういうほかの病院との絡みの中で受けていくということになるかなと思います。

ただ、どういうカリキュラムで来年4月以降やっていくのかという具体的な計画について、看護大学を予定している学校との協議はまだ具体的ではないということが一番心配ではあります。研修をこうすることでこの時期に受けていただきたいという具体的なところまでまだ話が熟していないというのが現状で、年が明けて桜の花が咲くころになればそういう話も来るかと思うのですが、つまり、21年度ではなくて、22年度の開校ということをして、22年度までに間に合うように来ると思っています。現在の進捗状況というのはそのような

状況であります。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 昌賢学園の22年4月開校に向けてどうなのだというご質問でございますので、今、私どもが聞いている範囲でございますけれども、学長、学部長といった主要なポストの人たちが決まりました。そうしますと、当然教授陣が決まってくるので、もう既に始まっていると思っておりますけれども、文部科学省に対する予備申請、新年度になりまして本申請ということで、順調にいきますと22年4月に開校できるというふうに伺っております。

また、先ほど病院長からも、積極的に群馬大学とのパイプということで話がありましたが、群馬大学学長はじめ陣容の一新に対しまして、我々首長としても積極的にお願ひに行ったりする必要があるなということ改めて今感じているわけでございます。

それと、ちょっと話がずれるかもしれませんが、先ほど課長からオーダリングシステムの導入の話がございました。行政側からしますと、オーダリングシステムについて病院として導入していくという事はあります。しかし、今の時点でこれが点数として3点しか認められないということ。たまたまこの議会の議員さんの中には先生もおられますので、行政側としても厚生労働省に対して積極的にお願ひに行かなければいけないという感じを持っております。3点と申し上げましたけれども、これはしばらく前の話ですから、その後動いているかどうかわかりませんが、今聞いている範囲では3点だということでございますので、そういったことも行政の長として活動する局面だと思っております。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩します。

（午後3時00分休憩）

（午後3時02分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 先ほど交付税の関係で需要額ということで、20年度につきましては、周産期2,928万円、小児で2,976万円、一般病床も含めまして総額で2億4,673万円であります。以上です。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩いたします。

（午後3時02分休憩）

（午後3時04分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 基準財政需要額、病床数による換算での総額ですが、7

億3,806万円でございます。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 医師の確保については、院長先生の話から大学とのパイプだとか、先生が働きやすい環境の部分が一番大事なのかなという気がしますので、私どもにはどうなることでもないんですよ。ある方が、私の長男が岩手の大学病院へ行っているが、長男だからこっちへ帰したいんだけど、公立病院は幾ら給料くれるのかな、なんて聞かれたことがある。そんな程度で、私どももできるだけ協力はしたいのですけれども、私どもではなかなか何とかすることではない。ぜひ院長先生をはじめとして一生懸命努力をしていただいて、医師の確保に努めていただきたいと思います。

それから、看護部長さんからもいろいろお話がありました。素人の私どもとすると、一生懸命看護をして、この病院にまた来てもらえるような体制、私は難しいことはわかりませんが、そのことは非常に重要なことだと思いますので、これについても内部でよく調整をしていただいて、その方向に向けて頑張っていただきたいと思います。

それから、交付税の関係なのですけれども、7億3,800万円ほどの需要額があって、一般会計からの負担金が20年度は6億4,000万円、21年度が6億5,000万円ということなので、これはこれで自治体の置かれている状況あるいは病院の経営状況によって、お互いの話し合いなのでしょうけれども、特に追加になる部分の7,000万円ほどは、先ほども申し上げたように、きちんと一般会計からも負担をして黒字を目指せということなので、いつ、どういう形で決定して、何月ごろ来るかわかりません。その辺が確定していないから当初予算にいろんな部分でのせられないのでしょうかけれども、これについては藤岡市がおおむね90%負担。それから、吉井の町長さんいらっしゃいます。これは高崎ということなんですけれども、少なくともこの辺のことだけについては増額になる分ぐらいは、どこかの時点で補正でも何でもきちんとして病院側に渡すべき性質のものだというふうに考えるんです。特に、医師の問題だとかさまざまな医療問題について、これだけ大きな社会問題になっているときに、そこを少し是正します、国も協力します、したがって、皆さんもいろんな努力をなさйтеということですから、最低限この部分は病院にお渡しするのが筋だと私は思うんですけれども、市長さんもおりますし、吉井町の齋藤町長さんもおられますので、その辺については首長としてどんなお考えを持っていらっしゃるか、お伺いをさせていただきます。

それから、改革プランを見ますと、再統合を検討すべきとの結論に至っているのだということなので、そうすると、国のほうも設備整備のための病院事業債の元利償還金、再編統合に伴う不用となる病院施設等の除去に要する経

費等に対する交付税措置、こういうことも措置するということなんですね。だから、ある意味で私はここ数年が勝負なのかという気もしているんです。そうすると、こちらで統合するのですか、本院のほうで統合するのですか、もっと極端なことを言えば、これは余り考えられないことなのですからけれども、また違う場所を見つけて一つにするのですかということだって可能性としてはゼロではないということなので、これはどういうことが一番いいというふうにお考えになっているのか。これは管理者に聞くのが適当なのですかね。院長先生なり管理者なり、それぞれ責任のある立場の方に考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） まず、交付税措置される額ということでございますので、それぞれ病院事業に対する増額というものが見えているということでは理解できます。そして、なるべく病院が安定経営できるための支援というものは当然していかなければいけないというふうに思っておりますが、そこで逆に、総務省から行政側に来る交付税というものが、各省庁の中で、これは交付税措置します、これも交付税措置しますと言葉では出てくるのです。ところが、それを足し込んでいくと140%ぐらいの数字が足されて出てくるけれども、逆に言うと総額では減っている。これがここ何年かの現状でございます。ですから、しっかりと病院の安定経営、それぞれの立場の行政も立ち行かなくなってしまうのは困るということもあります。市は直接国から、町村の場合は県経由で再配分の中で来ますけれども、そういったものをしっかりと病院事業に支援をするということを申し上げておかなければいけないと思っております。

それと、今、改革プランの中で出ておりますけれども、外来センターと一緒にするというのが先生方のおおむねの考えであります。これは院長先生からまた答えていただくべきかもしれませんが、そうなったときにどちらかが繰り上げ償還を当然やらなければいけません。そういったものを含めてこれから検討していくということでございますので、こちらのほうと一緒にするという先生方の考え方は理解できますけれども、行政として最終的に判断しなければいけない問題というのは別途ありますので、そういったものを含めて検討していきたいと思っております。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 病院を一元化するというところは結論として現在出ております。それに対してどのような形が一番いいだろうかと。これは再整備ワーキングが市町村の職員と一緒に私のもとに設置され、検討されて情報を交換しているところであります。院内では各部署の責任者を集めまして、どういうスタイルが一番いいだろうかと、今、管理者からありましたように、土地も外来センターに

余裕があるし、外来センターに病棟を移転すべきであると。そして、今後の医療に合った形の病院にしたらいだろうというのが、総意であり、私もそういう考えであります。ただ、それを実行するにはいろいろなしごらみがあって、ハードルが高いことは存じております。それをいかにしてクリアしていくか、実現に向けてどうやったらできるかということをして21年度の大きな目標として検討していこうと考えております。

それから、先ほど私は医師確保のところて落としてしまったんですけども、新たに医師の確保というのは、神経内科も1名増員ということてありますので、今のところ3名を増員して、小児科の減員を何とか現状維持でいけるのではないかとてあります。補足させていただきます。以上です。

議長（青柳正敏君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 特に交付税の関係なんですけれども、確かに基準財政需要額に算定されます。しかしながら、その年その年の交付税の国のほうの財源の確保によって補正係数だとかいろんな計算式を若干変えてきて、どこでどういうふうに来ているかわからない部分はあるのです。しかしながら、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが交付税だという基本的なところでは決まっているのでしょうから、それが全体がどのくらい減ったかということをして市長さんはおっしゃっているんですけども、基準財政需要額の部分で病院のところは7,000万円ぐらいですか、ここだけはきちんと上乗せになったということですから、その上乗せになった分の7,000万円をきちんと病院へということにはならないでしようけれども、明らかに上乗せになって、さらにその中でいろんな計算式があるのでしよう。余りにも複雑で奇々怪々としてわからない。財政課の職員ですら、よくわからないんですよというのが現状なんです。うけれども、社会情勢を背景として国のほうもこの部分に対しては交付税措置をしますと言っていることですから、そのことも判断をしていただいて、いずれにしても一般会計から負担をしてでもきちんと黒字化を目指しなさいということなのですね。20年度は4億円台だけれども、この当初予算を見ると来年度もまた6億円のマイナスだと。では、25年あたりに明らかに黒字になるのですか、黒字にならなくてもとんとんでいけるのですかということになると、現状としては非常に厳しいという認識は皆さんもお持ちなのでしよう。したがって、最低限その辺のところは配慮して、上乗せになった部分で交付税の計算式に基づいてきちんと病院のほうに出すべき筋のお金だと考えますので、市長さんのおっしゃることもよくわかるのですけれども、その辺もよく考慮していただいて、その方向でやっていただければ非常にありがたいと思いますので、今一度答弁をしていただければ大変ありがたいのですけれども。時間が経過してあれなのですけれども、それぞれの部署で皆さんいろいろ努力をなさって

れているようなので、看護部長さんがおっしゃったように、この地域の患者さんが、またあの病院へ行くんだよ、あの病院へかかれば安心なんだよ、ここが一番大事だと思うんですね。そのためには何をするかということでしょうから、ぜひその方向に向けて、それぞれ努力していただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひよろしく願いをして、質問を終わります。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 再度でございますけれども、我々行政側の立場といたしましても、この病院の立場、経営というものをしっかりと担ってやっていかなければいけないと考えているわけでございます。

また、病院経営にとって一番大事な医師確保については、院長先生はじめ頑張ってもらっております。我々行政側としてできるのは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、次の診療報酬に向かって、また値下げだということがないよう、逆にしっかりと国に行って、病院の立場、病院の経営というものを申し上げながら、よくお願いしていきたいと思っております。

議長（青柳正敏君） 5番、湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 佐藤議員からいろいろ出ておりますけれども、交付税の関係、国のほうは出した出したと言って実際に自治体にはほとんど入っていない。国もわからない、市もわからないというような状態の中で、今回、日本の病院経営が非常に暗いということで700億円もの追加の財源まで出しても、地方に幾ら来るのか。配布しましたといっても、配布されているのかわからないような状態になっておりますけれども、今回出された経営改善計画を見させていただいたのですが、これは総務省から公立病院に策定をなさいということで出されているわけですね。とりあえず21・22・23年度、数値目標まで入れて策定をして総務省へ上げなさいということになっているわけでございますが、出先のしらさぎの里の改善計画は非常によくできているのに、もとのほうの改善計画は数値目標も何もなし。ただ、ただらと書いてあるだけで、経営計画の策定の仕方がこの程度で果たして経営改善ができるのかなと考えるわけでございます。数値目標を入れた経営改善計画を早急につくる考えはないのか伺いたいと思います。

議長（青柳正敏君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 数値目標を入れた経営改善計画をつくる考えがあるかないかという質問に対しての直球のお答えではないのですが、現状のままでは多分経営改善にならないと思うのです。数値目標をつくるということは簡単ですが、現実的には赤字が拡大していくということが現状だと思います。しらさぎの里は後で説明があると思うのですが、22年度、23年度、24年度で黒字になる計画というのは、私が考えている限りでは確率はゼ

口です。ですから、マイナスになるというのは当たり前の話で、これ以上の経営改革はないので、それならば抜本的にもっと基本的なところから見直しをしなければだめだよということで、病院の一元化をすることによって、それが可能かどうか。可能ではない場合もあると思います。それを少し検討させてくださいと言うしか書きようがないということなのです。絵にかいたもちでうそを書くのは非常に簡単だと思うのですけれども、そういう数字は議員さんももう飽きてきただろうし、正しい議論をしたほうがいいのではないかと思っていますので、今のところ、数字で黒字化になるような計画を立てるという考え方は私自身は持っておりません。持っておりませんというよりも、出せないというのが現状でございます。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） だけれども、総務省の場合、黒字を想定した計画を出しなさいということできちんと来ているわけですよ。そうすれば、今回、5億円ぐらいの自治体の投入に対して赤字が続くということですから、とにかく当然各自治体は投入額を増やすしかないと私は考えます。県内の自治体病院は、どういう項目でどれだけの支出をしているのかお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 医事情報課長。

医事情報課長（松田裕一君） 一般会計の繰入金の導入ということによろしいでしょうか。各県内8病院ほど調べた資料があるのですが、項目数と金額ということで説明させていただきます。

まず、伊勢崎市民病院が3項目で8億3,000万円、桐生厚生病院が7項目で8億9,000万円、碓氷病院が7項目で2億1,000万円、公立富岡総合病院が3項目で4億5,000万円、渋川総合病院が10項目で3億1,800万円、下仁田厚生病院が8項目で1億8,400万円、館林厚生病院は8項目で6億7,200万円、鬼石病院は4項目で8,000万円ということで県内の自治体病院の繰り入れがなされております。ただ、項目に関しては、当院のように小児医療とか、24項目ある中でかなりまちまちな部分で出ております。以上です。

議長（青柳正敏君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 同じぐらいで行政から8億円の補助がある病院もあるわけですから、24項目の中で藤岡総合病院が何項目かわかりませんが、できるなら館林、伊勢崎並みに共済会の補助なり退職金の補助というものも項目に入れて行政の補助をもう少し増やしていくべきだと私は考えております。管理者にもう少し前向きに補助金を出していくという考があるかお伺いいたします。

議長（青柳正敏君） 管理者。

管理者（新井利明君） 総務省からの指示で経営改善、黒字化を目指すということで計画をつくってございますけれども、病院というのは総務省が本当の意味で管理はしていない。逆に言えば厚生労働省がここにある。先ほど私が申し上げましたように、診療報酬が値上がりになれば赤字幅はぐっと小さくなってしまいます。その辺のことがありますので、総務省が言う病院の黒字化と厚生労働省が言う病院のあり方、この辺の温度差というのが非常にあります。かつて病院職員を総務省にやって、何かいい考えはありませんかと聞かせましたら、構成市町村が持てばいいんですと。実はこれしか答えがありませんでした。こういう体制の中で、今、病院もしっかりと頑張ってもらっている。ですから、それは行政も当然あるべき姿として支援しながら、さらには先ほど申し上げましたように、厚生労働省とかいろんなところへ行っても、診療報酬についても行政が口を出していかなければいけないと思っております。行政として総合病院のあり方についてはしっかり支援をしていきたいと思っております。

議長（青柳正敏君） 暫時休憩します。

（午後3時28分休憩）

（午後3時38分再開）

議長（青柳正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他にご質疑ありませんか。2番、渡辺徳治君。

議員（渡辺徳治君） 経営改善のために大変な努力をしていることは、よくわかりました。管理者も厚生労働省に対して、診療報酬を上げろということは言っているのだという姿勢についても、よくわかりました。

一つ質問したほうがいいなと思ったことがありますので、質問させてもらいたいと思うのです。それは、看護部長から入院日数を短縮、減らす努力をしているのだと出たのですけれども、急性期というのですか、短期の中で診療した方に対して、基本在院日数が何日で、それを超えると幾らになるのだというような制限があって短縮ということで指導しているのでしょうか。

議長（青柳正敏君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 在院日数のことについてお答えいたします。あくまでも在院日数を短くすることを目標にして短くしているということではありません。基本的には患者さんの病態が安定して直接家に帰れる状態になったとか、あるいはリハビリを目的として専門病院に転院できる時期になったということで、結果として在院日数が短くなってきているということでもあります。確かに在院日数によって、1日当たりの入院基本料の算定がある期限を超えると減ってくるということは診療報酬上あります。しかし、各医師はそれを意識して診療しているわけではありません。同じ疾患において手術した場合、あるいは急性心筋梗塞で入院した場合においても、医師は他院においてどの程度の日数でその治療が

完結しているかというデータを、今、同じ指標で見ることができます。薬の使い方についても見ることはできるわけです。そうすると、自分たちのやっていることがスタンダードであるかどうかという視点で見て、患者さんの負担も、入院日数が短くなればトータルとして払う医療費も少なくて済みます。そういうことで、病態が許せば不必要に長くいる必要はないだろうという形で、結果として在院日数が短くなってきたということでもあります。19年度と20年度を比べますと、平均して在院日数は1日短くなっております。1日短くなれば、1年間で延べ患者数が3,600人減るということになるかと思えます。そのようなことで、診療報酬のうまみがあるから短くしようという誤解をとかく生みがちなんですけれども、決してそういうことではありません。その辺は本末転倒で、今まで医師は、自分たちのやっていることがほかと比べてどうか、日本のスタンダードと比べて、一流の病院と比べてどうであるかというものを比較することができない状況でありました。それが、病名コードが統一されて登録されることによって、日本全国で、包括医療を取り入れている病院においてはデータを見ることができます。他院との比較で自分たちの診療を見直し、結果として在院日数が短くなったということでもあります。以上です。

議長（青柳正敏君） 渡辺徳治君。

議員（渡辺徳治君） 今の説明は一般的な話としてはわかるんです。今年、正月のことなんですけれども、知り合いが、食事が通らなくて入院して点滴で面倒を見ていただき、10日足らずで退院しろと言われた。入院して食べられるようになっていたのですかといったら、食べられないというのです。食べられないのに退院しろと。自宅でやるか、ほかの病院をとというようなことが実際にあったのです。それで吉田さんにも相談に行ったりしたのですけれども、こういうことがあると、今、院長が言ったことと違うのですよね。明らかに入院したときと同じように食べられなくて点滴するしか、しょうがない人でも退院させるというようなことが治療としてされているということになると、先ほど看護部長が言ったように、在院日数を減らすためにいろいろなことがやられているのかなと。これで何点、幾らプラスになるのかということを見ると、全体とすると病院経営は今の診療報酬の中で大変な経営だというのはよくわかるんですよ。わかるのだけれども、患者さんが安心して治療を受けて、市民からも、本当に面倒を見てもらえるいい病院なんだよというものが残らなければ、病院というのは存続してもしょうがない病院になっているのではないかというように思うのです。そういう意味では改善していただきたいなというふうに率直に思うのです。要望です。

議長（青柳正敏君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青柳正敏君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第9号

議長（青柳正敏君） 日程第13、議案第9号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第9号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

第2条の業務予定量につきましては、当年度における業務の予定量を定めるものでございまして、入所・通所の利用者数を予定するものでございます。

次に、第3条は、収入の第1款施設運営事業収益の予定額を4億7,548万9,000円、支出の第1款施設運営事業費用の予定額を4億9,748万2,000円と定めるものでございます。

以下、第4条から第6条までにつきましては、所要の額を計上させていただきました。

介護老人保健施設事業の運営は、非常に厳しい状況であります。今後も地域の中心的介護施設として、良質で効率的な介護サービスの提供に努めていきたいと思っております。

以上、まことに簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（青柳正敏君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（新井克行君） 詳細についてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数については、入所者2万7,740人で、1日当たり76人、通所については、年間1万1,475人で、1日当たり45人の利用者数とさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出で、施設運営事業収益は4億7,548万9,000円、前年度対比で0.6%の収益増を見込んでおります。

次に、支出については、第1款施設運営事業費用において4億9,748万2,000円で、前年度対比で3.6%の費用減を見込んでおります。

第4条資本的収入及び支出では、資本的収入はなく、資本的支出として企業債償還金3,752万9,000円とさせていただきます。

平成21年度事業収支といたしまして2,179万3,000円の純損失を計上しております。

非常に厳しい経営環境ですが、利用者に良質な介護サービスを提供して、経営改善と介護サービスの向上を図りたいと思います。

以上で詳細説明にかえさせていただきます。

なお、赤字予算調整に伴い、お手元に配付してございます経営改善計画について説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

「計画策定の趣旨」ということでここに書いてあります。少子・高齢化を迎える中で老人保健施設は自立支援や家庭復帰を目指す人たちによりよい介護サービスを提供するため、これからは施設の充実と人材の育成を図っていかねばなりません。しかし、介護保険が始まって以来、介護報酬の引き下げが続きましたが、平成21年度には介護保険発足以来初めて介護報酬3%の引き上げが見込まれておりますが、これでは施設の経営としては非常に厳しい引き上げ幅になっております。今後、住民が安心して介護を受けられるためには、地域におけるしさぎの里の役割は非常に大きく、老健施設としての事業の継続は必要であります。

施設の概要としては、多野藤岡地区のそれぞれの施設の概要が載っております。

施設運営上、経営上の問題点です。事業収益に対して給与の比率が高いしさぎの里と、平成20年に厚生労働省が経営実態調査をしたときの比率がそれぞれ載っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

2点目としては、建設時の過剰投資に伴う元利償還金の返済が非常に大きな負担となっております。民間に比べて約2倍となっております。それと、公立のため経営改善がなかなか進まない面があります。

大きな2として、事業運営の基本方針として、計画策定期間、事業運営の目標が書いてあります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

「目標達成の取り組み」ということで5つほど計上してあります。

まず、数値目標の設定として、入所76人、通所・リハビリ45人、居宅で1人当たり月35件ということを目指して平成21年度以降はやっていく計画です。

2として、数値目標達成のために具体的事項ということで2項目ほど計上してあります。

それと、職員研修と意識改革ということで、良質な介護サービスを提供していくためには、より充実した職員研修と職員の意識改革を図っていかねばなりません。

次のページになりますが、平成24年度以降は現在の計画ですと資金不足が生じますので、毎年、約3,000万円の他会計の繰入金が必要になります。しかし、これが継続できない場合は経営形態の検討ということで、現在の経営形態でいけるのか、それとも違う経営形態がいいのか、今後、検討していく必要があると思います。

次のページをごらんいただきたいと思います。

大きな3の事業計画に、収支計画がとして載っております。現在の経営形態の中では、どうしても黒字予算にすることはできません。

として現金残高の推移で、この計画ですと平成24年度に資金がショートする計画になっています。

3として毎年度の企業債償還金、4番として企業債残高。

大きな2として定員管理に関する計画で、職員の非常勤と非常勤の予定数をそれぞれ入れてあります。

以上、概要でありますけれども、よろしく願いいたします。

議長（青柳正敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青柳正敏君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青柳正敏君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、平成21年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決する

ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青柳正敏君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長(青柳正敏君) お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(青柳正敏君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長(青柳正敏君) この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者(新井利明君) 平成21年第1回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上、ご決定いただきまして、心より感謝申し上げます。

今後も地域連携の充実を図りつつ、病院の健全経営に、より一層の努力をしてまいりますので、ご支援賜りたいというふうをお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、お体を十分ご自愛いただきまして、ますますのご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉会

議長(青柳正敏君) 以上をもちまして、本会議に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでした。

午後3時57分閉会

会議規則第 77 条の規定により下記に署名する。

議 長 青 柳 正 敏

署名議員 湯 井 廣 志

署名議員 堀 越 義 晴